

宇都宮都市計画用途地域（おもちゃのまち一丁目地区の一部）の変更案に対する意見と回答

No.	提出日	提出方法	意見要旨	意見に対する町の考え方
1	令和6年2月26日	郵送	<p>都市計画法第9条第6項に規定されている第二種住居地域への用途地域変更は、周辺住民の生活環境及び利便性の向上等を踏まえ、やむを得ないと考え</p> <p>る。</p> <p>ただし、該当地区西側町道の交通事情悪化による道路改良等の検討（敷地の一部を公地移管または建築物のセットバックによる歩行者通行スペースの確保等）をしていただきたい。</p> <p>また、大型商業施設等が出店する際には、大規模小売店舗立地法に基づき、車両流出入口等の十分な協議、検討をされることを望む。</p> <p>都市計画の基盤整備のみでなく、真に住民が住みやすい街として現行法制度を基に、住民が安心して生活できるモデル地区として発展させていただきたい。</p>	<p>用途地域変更に関しまして、ご理解をいただきありがとうございます。</p> <p>いただいた町道整備に関する御意見については、今回変更を予定している都市計画の対象外となるため反映させることはできませんが、道路管理所管課へご意見を伝えさせていただきます。</p> <p>また、大規模小売店舗立地法に係る協議、検討に関しましては、栃木県が窓口となり対応されることとなりますが、町として交通安全等の必要な意見具申を検討して参りたいと考えます。</p>
2	令和6年2月26日	郵送	<p>都市計画法第9条第6項に規定されている第二種住居地域への用途地域変更は、周辺住民の生活環境及び利便性の向上等を踏まえ、やむを得ないと考え</p> <p>る。</p> <p>ただし、栃木県風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例及び騒音規制法に基づく騒音規制基準に基づき、第二種住居地域における風俗営業所等の出店を制限する公示を望む。</p> <p>また、栃木県暴力団排除条例の規定に基づき、地権者及び壬生町他関係各所が連携を取り、住居環境や治安の悪化防止を図るために最大限の努力をすることを望む。</p> <p>都市計画の基盤整備のみでなく、真に住民が住みやすい街として現行法制度を基に、住民が安心して生活できるモデル地区として発展させていただきたい。</p>	<p>用途地域変更に関しまして、ご理解をいただきありがとうございます。</p> <p>いただいた風俗営業等の設置制限に関する御意見については、今回変更を予定している都市計画の対象外となるため反映させることはできませんが、ご存知の通り、栃木県では条例にて第二種住居地域における風俗営業所の設置を制限しておりますので、改めて町から公示をする必要性はないと考えます。</p> <p>しかしながら、該当地区内の低未利用地に関しましては、住民の皆様の住環境向上のために商業系土地利用の推進を図るという町マスタープランの趣旨に合う活用がなされるよう、町から地権者へ伝えさせていただきます。</p> <p>また、住居環境や治安の悪化防止を図る観点につきましては、本地区に限らず町全体の取り組みとして、引き続き関係各所と連携を図って参ります。</p>